

廃棄物本格撤去計画書（案）

修正内容

廃棄物本格撤去計画書（案） 修正事項

項目	2 . 本格撤去計画の概要 2-2 本格撤去計画の考え方	ページ	P4
内容	(3) 搬出量管理の記載、土壌名称変更		

修正前

(3) 撤去方法

廃棄物は、性状に応じ適正に処理するため、既往調査結果に基づき 1,000m³単位のブロックごとに特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分し、標高の高いエリアからスライス式に掘削していくものとする。掘削した廃棄物は必要に応じ、受入先の受入基準に合致させるため選別処理を行った上で受入先に搬出する。

なお、廃棄物と互層になっている土壌については、掘削時にできる限り分離した後、確認分析を行い、土壌環境基準を満たすものは場内で再利用する。

また、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物等最終的に土壌に還元されるものについては、今後、県の協議会などにおいて十分に説明し、その有効な再利用の方途について検討していただき、コンセンサスが得られる場合には場内で再利用する。

修正後

(3) 撤去方法

廃棄物は、性状に応じ適正に処理するため、既往調査結果に基づき 1,000m³単位のブロックごとに特別管理産業廃棄物と普通産業廃棄物に区分し、標高の高いエリアからスライス式に掘削していくものとする。掘削した廃棄物は必要に応じ、受入先の受入基準に合致させるため選別処理を行った上で受入先に搬出する。

廃棄物の搬出量は、実績に応じ、適宜、見直しを行いながら管理する。

なお、廃棄物と互層になっている覆土については、掘削時にできる限り分離した後、確認分析を行い、土壌環境基準を満たすものは場内で再利用する。

また、土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物等最終的に土壌に還元されるものについては、今後、県の協議会などにおいて十分に説明し、その有効な再利用の方途について検討していただき、コンセンサスが得られる場合には場内で再利用する。

項目	2. 本格撤去計画の概要 2-3 廃棄物撤去の考え方	ページ	P7
内容	(4) 図2-3 撤去基本フローにおける土壌名称等の変更		

修正前

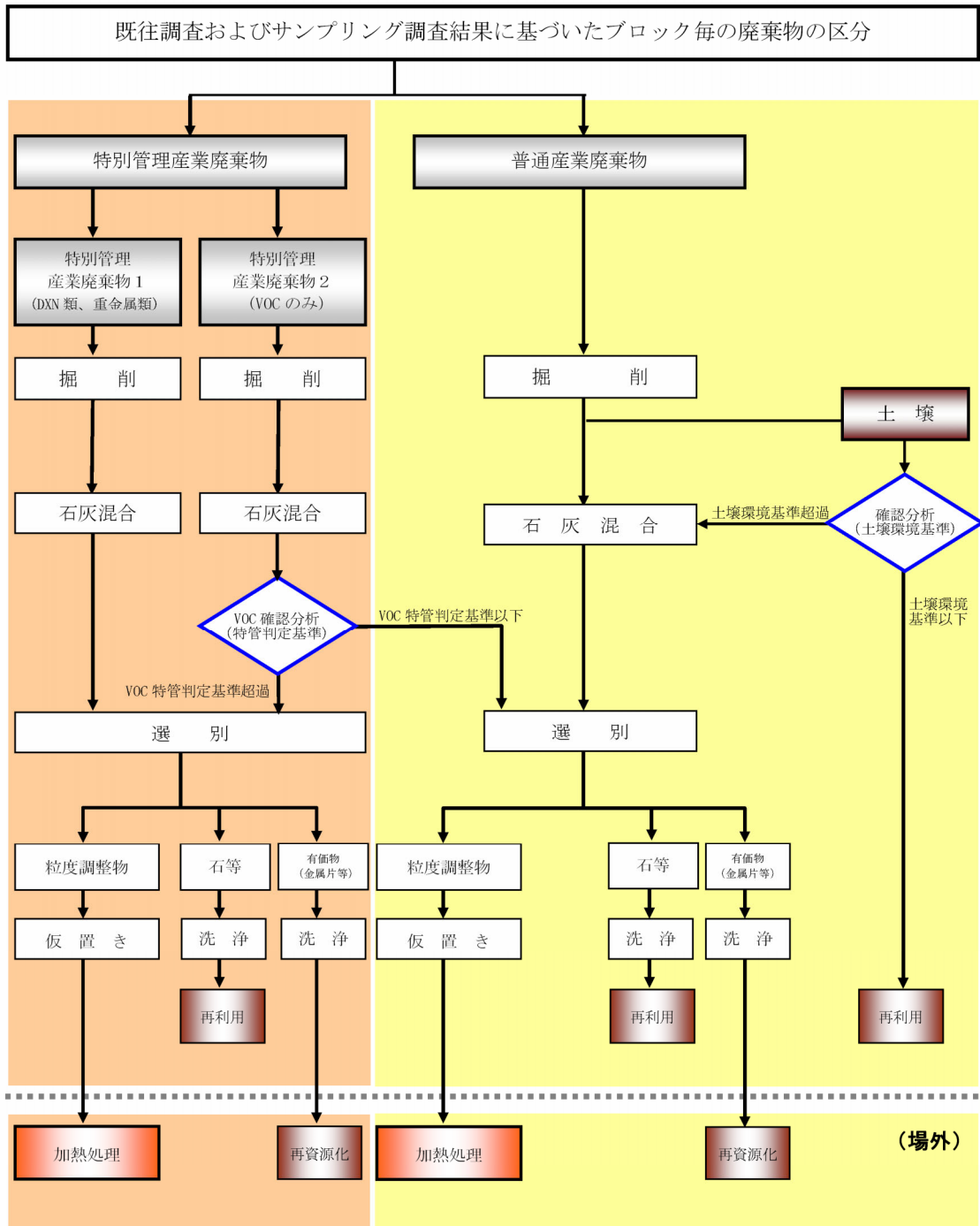
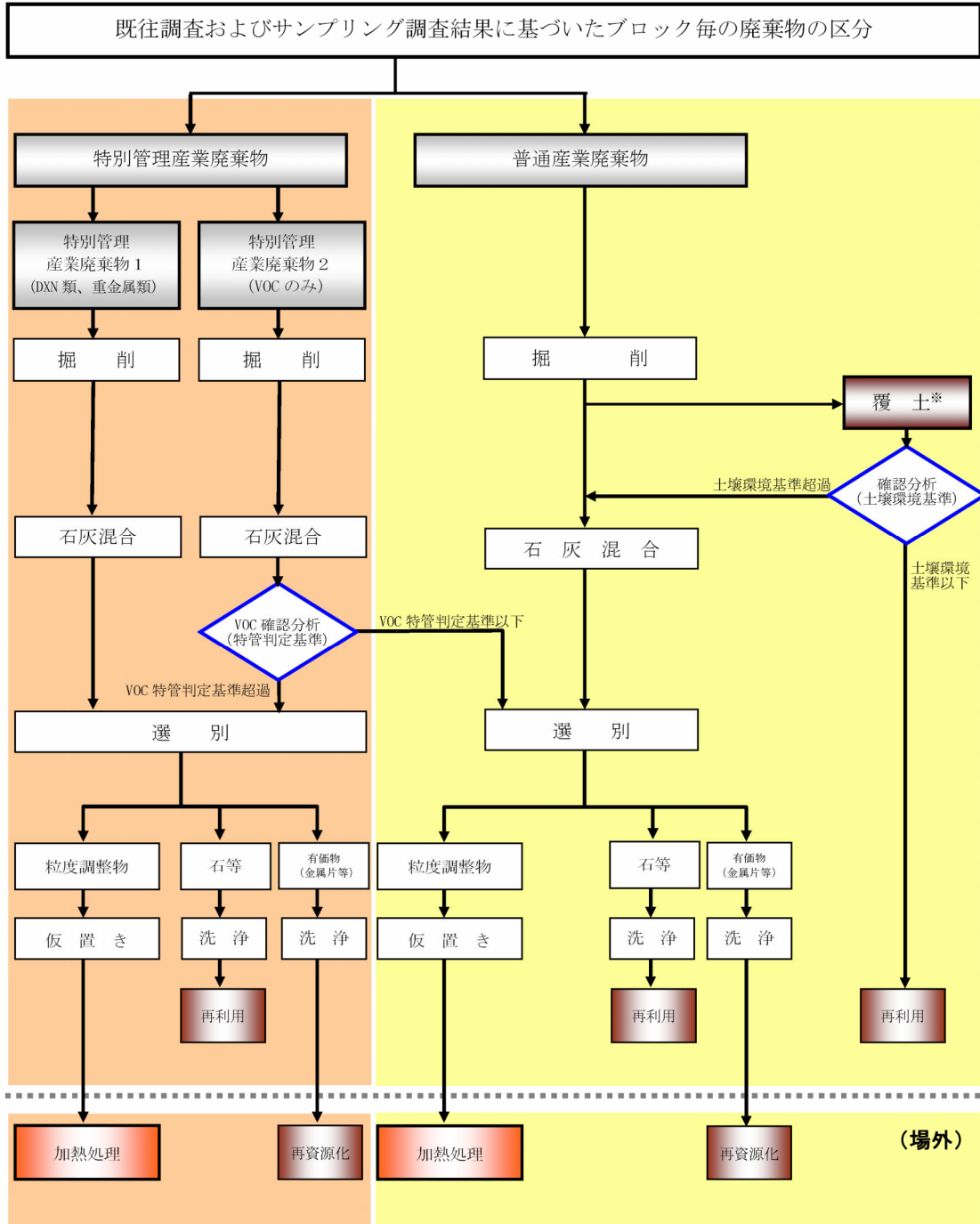


図2-3 撤去基本フロー

修正後



※ 覆土: 廃棄物の上層および中間層にあり、廃棄物を含んでいない土壌

図 2-3 撤去基本フロー

廃棄物本格撤去計画書（案） 修正事項

項 目	2 . 本格撤去計画の概要	ページ	P9
内 容	2-5 撤去進捗管理 の追加		

追加

2 - 5 撤去進捗管理

廃棄物の撤去量は、日常的な統計管理により進捗状況を把握し、適宜、計画の見直しを行う。また、定期的（1ヶ月毎）に情報公開を行う。

（ 以下、「2 - 6 撤去完了確認」「2 - 7 環境再生」とする。 ）

廃棄物本格撤去計画書（案） 修正事項

項 目	3 . 本格撤去の工程 3-4 処理工程	ページ	P15
内 容	(1) 土壌名称変更		

修正前

(1) 処理方法等

廃棄物の処理にあたっては、自区内で処理することを基本とし、廃棄物の性状に応じ廃棄物処理法の基準にしたがって適正に処理する。

処理方法は、「焼却」、「焼成」、「溶融」のいずれかの加熱処理を行う。なお今後、その性状及び形状等から加熱処理に適さないものについてはそれ以外の処理方法（脱水、中和、破碎、コンクリート固型化等の中間処理や埋立処分など）のうち最も合理的な方法により適正に処理することを検討する。

石類や土壌環境基準を満たす土壌は現場で再利用し、金属類は再資源化を図る。

修正後

(1) 処理方法等

廃棄物の処理にあたっては、自区内で処理することを基本とし、廃棄物の性状に応じ廃棄物処理法の基準にしたがって適正に処理する。

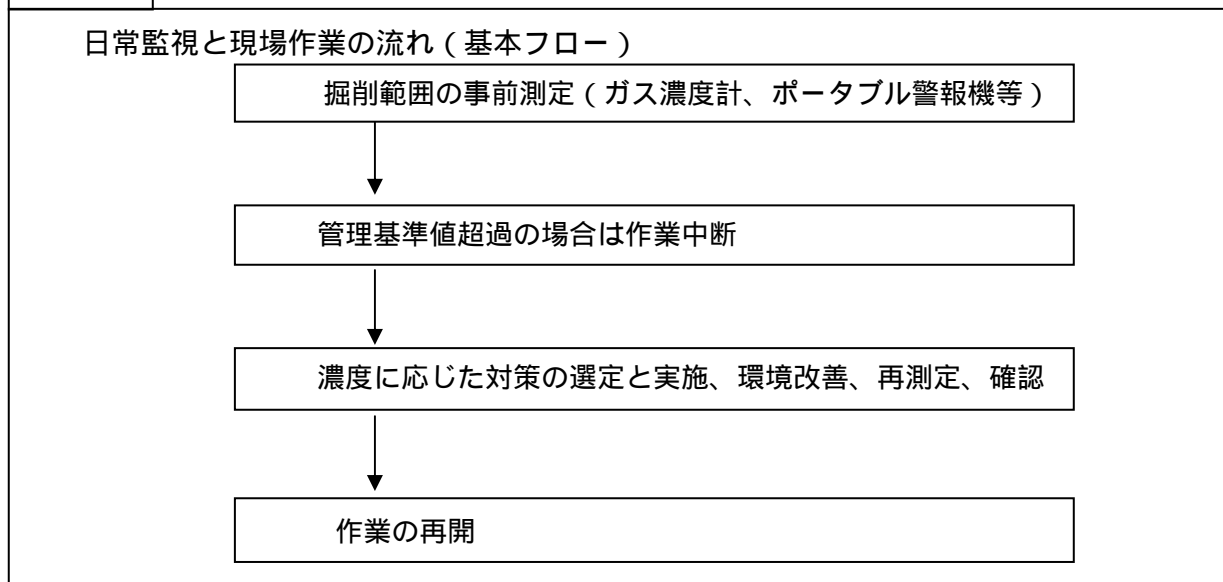
処理方法は、「焼却」、「焼成」、「溶融」のいずれかの加熱処理を行う。なお今後、その性状及び形状等から加熱処理に適さないものについてはそれ以外の処理方法（脱水、中和、破碎、コンクリート固型化等の中間処理や埋立処分など）のうち最も合理的な方法により適正に処理することを検討する。

石類や土壌環境基準を満たす覆土は現場で再利用し、金属類は再資源化を図る。

廃棄物本格撤去計画書（案） 修正事項

項目	4．作業環境管理	ページ	P16
内容	日常監視と現場作業の流れ（基本フロー）の変更		

修正前



修正後

